

# 土地改良事業計画設計基準

設計「水路工」

新旧対比表

平成 25 年 3 月

## 土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」 新旧対比表

| 改<br>正   | 現<br>行   | 備<br>考 |
|--|--|--------|
| <p>1 基準の位置付け</p> <p>この基準は、国営土地改良事業の実施に当たり、水路の設計を行う際に、遵守しなければならない基本的な事項を定めるものである。</p>   | <p>1 基準の位置付け</p> <p>この基準は、国営土地改良事業の実施に当たり、水路の設計を行う際に、遵守しなければならない基本的な事項を定めるものである。</p>   |        |
| <p>2 水路の定義</p> <p>この基準でいう水路は、農業用用排水の流送を主目的として設置する水路組織であり、通水施設、分水施設、量水施設、合流施設、調整施設、保護施設、安全施設、環境配慮施設、付帯施設及び管理施設から構成される。</p>      | <p>2 水路の定義</p> <p>この基準でいう水路は、農業用用排水の流送を主目的として設置する水路組織であり、通水施設、分水施設、量水施設、合流施設、調整施設、保護施設、安全施設、環境施設、付帯施設及び管理施設から構成される。</p>        |        |
| <p>3 設計の基本</p> <p>設計は、その目的、立地条件等を的確に把握した上で行うものとし、一連の系として必要な機能を確保し安全で合理的な水管管理ができ、かつ経済的な施設となるよう行うとともに、環境との調和に配慮して行わなければならない。</p> | <p>3 設計の基本</p> <p>設計は、その目的、立地条件等を的確に把握した上で行うものとし、一連の系として必要な機能を確保し安全で合理的な水管管理ができ、かつ経済的な施設となるよう行うとともに、環境との調和に配慮して行わなければならない。</p> |        |
| <p>4 関係法令の遵守</p> <p>設計に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、関連する計画と整合を図らなければならない。</p>  | <p>4 関係法令の遵守</p> <p>設計に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、関連する計画と整合を図らなければならない。</p>  |        |

## 土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」 新旧対比表

| 改<br>正  | 現<br>行  | 備<br>考 |
|---|---|--------|
| <p>5 設計の手順</p> <p>設計は現地の自然的、社会的諸条件をもとにして、骨格となるものから順次細部のものへと適切かつ合理的な手順で行わなければならぬ。</p>  | <p>5 設計の手順</p> <p>設計は現地の自然的、社会的諸条件をもとにして、骨格となるものから順次細部のものへと適切かつ合理的な手順で行わなければならぬ。</p>  |        |
| <p>6 調査</p> <p>設計の基礎資料とするために必要となる現地の自然的、社会的諸条件に関する事項について、適切な調査を行い、これらを的確に把握しなければならない。</p>   | <p>6 調査</p> <p>設計の基礎資料とするために必要となる現地の自然的、社会的諸条件に関する事項について、適切な調査を行い、これらを的確に把握しなければならない。</p>   |        |
| <p>7 基本設計</p> <p>把握した現地の自然的、社会的諸条件をもとにして、細部の設計の基礎となる基本設計を行わなければならない。基本設計においては、水路が備えるべき基本的な機能に関する条件を定め、これに基づいて基本的な諸元を決定する。</p>                       | <p>7 基本設計</p> <p>把握した現地の自然的、社会的諸条件をもとにして、細部の設計の基礎となる基本設計を行わなければならない。基本設計においては、水路が備えるべき基本的な機能に関する条件を定め、これに基づいて基本的な諸元を決定する。</p>                       |        |
| <p>8 細部設計</p> <p>基本設計において定めた水路の基本的な機能に関する条件及び諸元に基づき、水路を構成する各施設についてそれぞれ細部設計を行う。細部設計は、各施設それが水理的、構造的諸条件を満足するとともに、水路全体としての調和のとれたものになるように行わなければならない。</p> | <p>8 細部設計</p> <p>基本設計において定めた水路の基本的な機能に関する条件及び諸元に基づき、水路を構成する各施設についてそれぞれ細部設計を行う。細部設計は、各施設それが水理的、構造的諸条件を満足するとともに、水路全体としての調和のとれたものになるように行わなければならない。</p> |        |

## 土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」 新旧対比表

| 改<br>正   | 現<br>行   | 備<br>考 |
|--|--|--------|
| <p>9 水理設計</p> <p>水路の水理設計は、水路組織内の各施設の適切な通水機能を確保するため、基本設計において定めた水路組織の基本的な条件及び諸元に基づき、各施設の水理的な一貫性を保持するように努めなければならない。</p>                 | <p>9 水理設計</p> <p>水路の水理設計は、水路組織内の各施設の適切な通水機能を確保するため、基本設計において定めた水路組織の基本的な条件及び諸元に基づき、各施設の水理的な一貫性を保持するように努めなければならない。</p>                 |        |
| <p>10 水路の構造設計</p> <p>水路の構造設計は、構造物の安全性の確保を目的として、構造物に作用する荷重を適切に定め、地盤の力学的性質、気象条件等に応じた施工条件及び経済性を考慮して、構造物の形式、設計諸数値及び構造細目を決定しなければならない。</p> | <p>10 水路の構造設計</p> <p>水路の構造設計は、構造物の安全性の確保を目的として、構造物に作用する荷重を適切に定め、地盤の力学的性質、気象条件等に応じた施工条件及び経済性を考慮して、構造物の形式、設計諸数値及び構造細目を決定しなければならない。</p> |        |
| <p>11 付帯施設</p> <p>水路の建設に伴い設置する付帯施設については、水路周辺の各種地域開発整備計画を調査し、関係機関等と十分協議の上設計を行うものとする。</p>  | <p>11 付帯施設</p> <p>水路の建設に伴い設置する付帯施設については、水路周辺の各種地域開発整備計画を調査し、関係機関等と十分協議の上設計を行うものとする。</p>  |        |
| <p>12 管理</p> <p><u>水路の機能が</u>十分発揮されるよう維持管理体制を確立し、適切な管理を行うことが必要である。</p>   | <p>12 管理</p> <p><u>水路の管理に当たっては、施設の機能が</u>十分発揮されるよう維持管理体制を確立し、適切な管理を行うことが必要である。</p>   |        |